

全国サービサー協会通信

サービサー 総会号

No.65

発行日 2026年8月10日

発行 一般社団法人 全国サービサー協会事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4 セタニビル2F

TEL.03 (3221)5222 FAX.03 (3221)5223

苦情受付・相談センター TEL.03 (3221)6711

URL : <https://www.servicer.or.jp/>

CONTENTS

- 1 巻頭言
理事長就任ご挨拶…………… 山田晃久
- 2 新任役員よりご挨拶
- 3 全国サービサー協会 定時社員総会報告
- 4 2026年度全国サービサー協会 委員会体制
- 6 業務紹介
社名変更と当社の目指す「再生系サービサー」像について…………… 秋下宗一
- 8 取締役弁護士活動紹介
取締役選任から現在に至るまでの業務内容…………… 白石康広
- 10 業界トピック
中小企業庁主催「再生系サービサー情報交換会（大阪）」へ参加
- 11 協会活動報告
- 13 2026年度理事・監事一覧
- 14 全国サービサー協会 会員会社一覧（2026年8月1日現在）
- 16 新会員紹介（株式会社いしづち事業再生債権回収）
編集後記

巻頭言

理事長就任ご挨拶

全国サービサー協会 理事長 山田 晃久

2026年6月30日、全国サービサー協会定時社員総会ならびに理事会が開催され、理事長に就任いたしました山田でございます。

就任に際し一言ご挨拶申し上げます。

本年度の日本経済は、日経平均株価が最高値を更新するなど回復傾向は顕著であるものの、中小企業にとっては物価高や人手不足、金利上昇等により厳しい経営環境が続いております。加えて2月末に始まった米国・イスラエルによるイラン攻撃以降、資源高、資材不足により、先行きは不透明感を増しています。私どもサービサー各社も社会情勢の変化に機敏に対応して、様々な課題に取り組む必要があります。

当業界は1999年2月にスタートし、今年で28年目を迎えています。法務省報道発表資料では2025年までの27年間の取扱債権額は累計522兆円を超えています。当初は金融機関の膨大な不良債権処理の支援から始まりましたが、現在では金融機関にとって不可欠なインフラ機能として日本社会に貢献しております。単年度の取扱債権額はピークの2005年の34兆円から年々減少傾向でしたが、直近2025年の年間取扱債権額は12兆3千億円となり、ここ数年は緩やかな回復基調にあります。

中小企業を中心として企業倒産件数が増加傾向にある中、2025年12月、金融庁は地域金融力強化プランを発表し、M&A・事業承継や事業再生等へ向けた支援の強化を推進しています。そういった環境のもと、サービサー各社もそのプレーヤーの1つとして積極的に「事業再生」「再チャレンジ」の支援に取り組むことが期待されています。

それでは2026年度の事業計画について触れさせていただきます。

基本方針は、2025年度に引き続き「サービサー業務を通じて、業界への社会的信頼を向上させ、日本経済の持続可能な発展に寄与する」としてまいります。

テーマは、「サービサー法改正等業務拡大に繋がる対応の継続と業界の社会的信頼向上に向けた対応」を掲げ、副題として「日本経済の持続可能な発展に一層寄与出来るようサービサーが取り扱うことが出来る債権の拡大を目指す」と

共に、サービサーに対する正しい理解を広める等により社会的信頼の向上に向けた対応を行う」としてまいります。

重点課題としては、

1. 見直し後のサービサー法改正法案の成立に向けた対応と信用保証協会関連債権等業務拡大に繋がる対応の継続
2. サービサーに対する正しい理解を広める等サービサー業界の社会的信頼の向上を図るための対応
3. コンプライアンス態勢等の更なる向上
4. 業務の効率化・生産性向上につながるニーズへの継続対応

以上4点を掲げております。

永年の課題であります「サービサー法改正法案」につきましては今年こそ実現すべく、法務省等関係省庁、日弁連等関係団体、与野党との協議を鋭意進めてまいりますので、国会議員の先生方はじめ関係各位には引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、保証協会関連債権や事業再生等案件へのサービサーの関与機会増加は、当業界の業務拡大のみならず地域金融力の強化、日本経済の発展にも資するものと考えられます。

これらを実現するには、2022年にスタートした「再生系サービサー」の浸透と成功事例の積み重ねを通じて、関係者の当業界への理解、協力を得ることが重要と考えます。引き続き中小企業庁様・中小企業活性化全国本部様とも連携してフォローアップを継続してまいります。また広く国民一般から社会的信頼を得るための方策として、既に公開した動画に加え、イメージキャラクターの活用等も検討いたします。

コンプライアンス態勢等の更なる向上には、各社が実効性を伴った内部統制態勢を整備することが必要不可欠であります。当協会としては、業務品質の向上に向けたコンプライアンスや業務関連の研修の実施、苦情受付相談センター及びLS検定の適正な運営、暴力団等反社会的勢力の排除活動に対する支援などを継続してまいります。

上記方針に基づき、各種施策に取組み、自主規制団体としての役割を適切に果たしていく所存でございます。会員各社や関係団体の皆様には率直なご意見、ご理解とご協力を賜ることをお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。



山田 晃久 理事長

◆新任役員よりご挨拶◆

副理事長就任のご挨拶

副理事長（エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社） 酒井 智浩

この度、全国サービサー協会の副理事長に選任されました酒井でございます。

昨年6月にエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の代表取締役社長に就任し、丸1年経過致しました。前職（親会社）である株式会社三菱UFJ銀行では、主として国内・海外店のフロント、本部人事部等の経験が長く、直近では西日本エリア営業拠点の統括をしておりました。債権管理回収業務の経験は殆どないこともあり、学びの多い1年で今日を迎えております。

近年金融機関やサービサー業界を取り巻く環境が大きく変化していく中、不良債権処理に加え、事業再生や再チャレンジ支援等、サービサーに求められる役割も一層拡大・高度化してきております。

そのような中、会員各社の皆様と力を合わせ、業界全体の価値向上と、社会的役割の一層の確立に向け、微力ながら当協会の発展に貢献していく所存でございます。何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



酒井 智浩 副理事長

副理事長就任のご挨拶

副理事長（あおぞら債権回収株式会社） 篠崎 純

この度、サービサー協会副理事長に選任されました篠崎でございます。

4月1日付であおぞら債権回収(株)の代表取締役社長に就任しました。

前職である(株)あおぞら銀行では、審査、事業法人営業中心のキャリアで、直近では投資銀行部門で、M&Aファイナンスやスタートアップ投資など各種の投融資を担当しておりました。

ここ数年、インフレ定着、金利の正常化、東証改革、成長戦略17分野などを背景として、企業の大きな行動変容を肌身に感じております。

こうした変化はサービサーが携わる事業再生や事業承継、再チャレンジなどの領域にも影響を与え、サービサーに対する社会の期待も高まるものと思います。

こうした社会の要請に応え、サービサーが広く世の中に認知されるために、会員各社の皆様のご協力を仰ぎながら、業界として対応すべき課題に精一杯取り組んでまいります。

よろしくお願い致します。



篠崎 純 副理事長

理事就任のご挨拶

理事（アビリオ債権回収株式会社） 星野 智実

この度、全国サービサー協会の理事に選任されました星野でございます。4月1日付でアビリオ債権回収株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。業界の発展を牽引する本協会の一員として、皆様と共に活動できますことを大変光栄に存じます。

私は長年、カード業界にてマスリテールのファイナンス商品企画や利用促進、コンタクトセンターの業務に携わり、いかにしてお客様の利便性を高め、利用を促進するかという課題に向き合ってきました。近年、社会・経済環境の変化に伴い、サービサーに求められる役割はますます高度化・多様化しています。こうした中で、当社は「お客様本位を追求し、社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、SMBCグループ各社と連携し、デジタル技術を活用した業務効率化に努め、付加価値の高いサービスを提供してまいりました。その経験を理事の任においても活かしてまいります。

微力ながら、協会の発展に貢献できるよう誠心誠意努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



星野 智実 理事

一般社団法人全国サービサー協会 第17回定時社員総会ならびに 警視庁管内サービサー暴力団排除協議会 第26回定時総会開催

1. 一般社団法人全国サービサー協会 第17回定時社員総会

2026年6月30日（火）、都市センターホテル3階「コスモスホール」において、定時社員総会を開催いたしました。

総社員数71社のうち70社（議決権行使書分を含む）が出席し、佐藤理事長による開会の挨拶、来賓のご挨拶の後、下記議案審議が行われました。

その結果、すべての議案において承認可決されました。その後、理事会で選任された山田新理事長から挨拶及び新役員紹介があり、酒井副理事長の締めの挨拶により閉会いたしました。



開 会

来賓のご挨拶

法務省大臣官房司法法制部 審査監督課長 沖田 政人 氏

取締役弁護士連絡協議会 代表世話人 弁護士 難波 徹基 氏

議案：第1号議案 2025年度事業報告及び計算書類承認の件

第2号議案 2026年度事業計画案及び予算案承認の件

第3号議案 理事選任の件

第4号議案 監事選任の件

第5号議案 「債権管理回収業の業務運営に関する自主規制規則」一部改正の件

2. 警視庁管内サービサー暴力団排除協議会 第26回定時総会

引き続き、警視庁管内サービサー暴力団排除協議会定時総会を開催いたしました。

総会員数71社のうち71社（議決権行使書分を含む）が出席し、佐藤会長による開会の挨拶、来賓のご挨拶の後、下記の報告及び議案審議が行われました。その結果、すべての議案において承認可決されました。

開 会

来賓のご挨拶

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第1課 課長補佐 杉本 圭 氏

警視庁刑事部暴力団対策課 暴力団排除対策官 鈴木 修 氏

暴力団追放運動推進都民センター 代表理事 吉森 裕次 氏

報告及び議案：

第1号報告 2025年度活動報告

第2号報告 2025年度収支報告

第1号議案 2026年度事業計画案承認の件

第2号議案 2026年度収支予算案承認の件

第3号議案 役員選任の件

この後、同ホテル5階「オリオン」に会場を移し、懇親会を開催しました。横大路副理事長の乾杯の発声で開会し、懇親会は盛況のうちに町田専務理事の締めの挨拶により閉会となりました。

2026年度 委員会体制

2026年度テーマ

「サービス法改正等業務拡大に繋がる対応の継続と業界の社会的信頼向上に向けた対応」～日本経済の持続可能な発展に一層寄与出来るようサービスが取り扱うことが出来る債権の拡大を目指すと共に、サービスに対する正しい理解を広める等により社会的信頼の向上に向けた対応を行う

重点課題

- 見直し後のサービス法改正法案の成立に向けた対応と信用保証協会関連債権等業務拡大に繋がる対応の継続
 - 見直し後のサービス法改正法案の成立に向けた対応
 - 法務省等関係省庁、日弁連等関係団体、与野党等との協議の実施
 - 信用保証協会関連債権等サービスの業務拡大に繋がる対応
 - 信用保証協会関連債権や事業再生等案件へのサービスの関与機会増加に向けた与野党・関連省庁等との連携
 - 中小企業庁・中小企業活性化全国本部等と連携した再生系サービストライアルのフォローアップ継続
- サービスに対する正しい理解を広める等サービス業界の社会的信頼の向上を図るための対応
 - 動画の策定・展開、協会（業界）イメージキャラクター作成検討及びLS検定試験オープン化検討・対応の継続
- コンプライアンス態勢等の更なる向上
- 業務の効率化・生産性向上につながるニーズへの継続対応
 - 会員会社ニーズの確認、協会活動内容に対する認識向上

基本方針

サービス業務を通じて、業界への社会的信頼を向上させ、日本経済の持続可能な発展に寄与する。

- 見直し後のサービス法改正法案の成立に向けた対応
 - 見直し後の改正法案の法務省等関係省庁・日弁連等関係団体・与野党等との協議実施
- 信用保証協会関連債権等サービスの業務拡大に繋がる対応
 - 信用保証協会関連債権や事業再生等案件へのサービスの関与機会増加に向けた与野党・関連省庁等との連携
 - 中小企業庁・中小企業活性化全国本部等と連携した再生系サービストライアルのフォローアップ継続
- サービス業界の社会的信頼を図るための対応
 - 協会ホームページや動画・イメージキャラクターの活用検討
 - LS検定試験オープン化に向けた検討・対応の継続

- 会員会社及び苦情受付・相談センターの苦情・相談対応の検証
- 会員会社対応の分類
- 検証内容及び分類結果の会員会社へのフィードバック

【 政策委員会 】

(委員長) 山田理事長
(委員) 酒井副理事長
横大路副理事長
篠崎副理事長
町田専務理事

【 コンプライアンス委員会 ・ 苦情処理委員会 】

(委員長) 酒井副理事長
(委員) 町田専務理事 長岡理事
中川原理事 星野理事
(外部委員) 片岡弁護士 小林弁護士
中村税理士 高橋弁護士

法改正ワーキンググループ

苦情受付・相談センター

- ※ 各委員会の委員の任期は1年とし、2026年7月の理事会開催日から2027年7月の理事会開催日までとする。
- ※ 一部の委員会については不定期開催。委員全員の出席を必要とせず開催可能とする。
- ※ ワーキンググループとは、会員会社のメンバーを中心に、委員会の作業部会として動くチーム。
- ※ ワーキンググループには座長1名を置くことが出来る。選任は委員長一任とする。
- ※ ワーキンググループのメンバー選任は、座長一任とする。
- ※ ワーキンググループは、検討事項が発生した時に適宜立上げを行なう。
- ※ なお、委員会、ワーキンググループの開催方法は、それぞれの委員会、ワーキンググループで検討する。

- 1 会員会社ニーズに即した研修の実施
及びテーマ選定
・テーマの選定

- 1 業務の効率化・生産性向上
に繋がるニーズへの継続対
応
・業務の効率化に資する自
主ルール・自主ガイドラ
イン改正検討

- 1 試験問題の策定
- 2 合格ラインの決定
- 3 総評の策定

【 研修・教育委員会 】

(委員長) 横大路副理事長
(委 員) 町田専務理事
松山理事
白石理事
須藤理事

【 自主ルール実行委員会 】

(委員長) 篠崎副理事長
(委 員) 町田専務理事
宮武理事
福原理事

【 LS検定審査委員会 】

(委員長) 北見名誉教授
(委 員) 升田弁護士
山崎弁護士

LS 検定
ワーキンググループ

研修事業
ワーキンググループ

自主ルール等改正検討
ワーキンググループ

LS 検定事務局

事務局

- ・研修会（コンプライアンス研修会、業務研修会、説明会、研修報告テキスト作成等）
- ・広報活動（各種PR活動、機関紙サービサー、HP構築等）
- ・機関活動運営（総会、新年賀詞交歓会、理事会、各種委員会等）
- ・会員会社情報交換会等（ニーズの把握・理解促進、情報交換会等）
- ・調査研究、提言活動（法務省定例会議、関係団体との交流等）
- ・暴排活動（暴排協総会・交流会開催等）
- ・取締役弁護士連絡協議会（総会・研究会のサポート）
- ・LS検定（試験の実施、検定用テキスト作成等）

社名変更と当社の目指す「再生系サービサー」像について

ごうぎん再生債権回収株式会社 代表取締役 秋下 宗一

1. 社名変更の趣旨

当社は昨年7月、社名を「山陰債権回収株式会社」から「ごうぎん再生債権回収株式会社」(通称「ごうぎんサービサー」)へ変更いたしました。このたびの社名変更は、単なる名称変更ではなく、当社の存在意義、目指すべき方向性、さらには企業風土改革の意思を明確に示すものです。

まず、「ごうぎん」を冠した理由について申し上げます。当社の最大の強みは、山陰合同銀行グループの一員であること、すなわち「ごうぎん」の信用力、信頼性、地域における認知度にあります。法令等の取り決めから、当社はサービサーとしての業務内容を明確に示す観点から、社名に「債権回収」を用いておりますが、一般にはなお「取立屋」との印象を持たれやすい面があります。このため、「ごうぎん」を社名に付すことにより、当社がごうぎんグループの一員であることを対外的に明確化し、お取引先に安心感を持っていただくことを意図しました。また、役職員に対しても、ごうぎんグループの一員としての自覚と矜持をより強く持ってもらいたいという思いを込めています。

次に、「再生」を冠した理由です。当社は一昨年10月、存在意義として「様々な事情により負債の弁済に行き詰まり、困窮状態にある事業者・個人のお客様に寄り添い、負債整理の道筋をつけ、事業や人生の再建、再起を支援すること。それを通じて地域経済の発展に貢献すること」を明文化しました。事業の再生、人の再生、不動産の再生など、当社が今後担うべき役割を端的に表す言葉が「再生」です。これを社名に織り込むことは、当社の存在意義と将来像を示すうえで適切であると考えました。

2. 「回収」から「課題解決」

当社はサービサーとして債権管理回収業務を担っています。しかし、当社の仕事の本質は管理回収そのものにあるのではなく、負債問題を抱えたお客様の課題解決を

支援する点にあります。管理回収業務は、あくまでそのための手段であり、目的ではありません。手段が目的化し、いわゆる「取立屋」と化すようなことがあってはならないと考えています。

この考え方に立てば、日常的な言葉遣いも重要です。当社では従来、取引先を「債務者」と呼ぶことが少なくありませんでした。しかし、その多くは、もともと山陰合同銀行において取引をいただいていたお客様であり、返済に支障を来したことで当社に取引が移ってきた方々です。銀行で「お客様」と呼ばれていた方を、当社に移った途端に「債務者」と呼ぶことに、私は強い違和感を覚えます。呼称は単なる言葉の問題ではなく、相手に向き合う姿勢そのものを反映するものです。相手を「債務者」としてのみ捉える意識からは、真に寄り添う姿勢や、課題解決に向けた丁寧な対話は生まれにくいと考えます。

もちろん、現実の業務においては、誠実な対話が成立せず、法的措置等が必要となる事案もあります。しかし、そのような場合であっても、当社の基本姿勢は「お客様に寄り添い、丁寧かつ真摯な対話を通じて課題解決に資するサービシングを行う」ことに置かれるべきです。当社は、回収を目的とする会社ではなく、負債問題を抱えるお客様に寄り添う課題解決型の事業体へと変革していかなければなりません。



秋下 宗一 代表取締役

3. 地銀系サービサーとしての強みと果たすべき役割

当社の特徴は、地銀系サービサーである点にあります。地域金融機関グループとしての信用・信頼、地域の事業者・個人に対する理解、さらに銀行には持ち得ないサービサー固有の機能を併せ持っている点が、当社の競争優位性です。これらの強みを最大限に発揮し、地域のお客様の再生・再チャレンジを支援することこそが、当社に

期待される地域貢献の在り方であると考えています。

また、当社は山陰合同銀行の連結子会社であり、グループ全体の発展に資する役割を果たすことも当然の使命です。この観点から、私は、グループ内に点在する管理回収業務を当社に集約し、当社が「ごうぎんグループ全体の管理回収セクション」としての機能を担うべきであると考えています。これにより、グループ内の経営資源・人的資源をより成長分野へ再配分することが可能となり、グループ全体の効率化と高度化に資することになります。

さらに、当社は単なる管理回収の受け皿にとどまるべきではありません。債権管理回収業務のプロフェッショナルとして、地域およびお客様から「No.1の課題解決力」を有する存在として信頼を得ることが必要です。今後のサービサーには、回収の巧拙のみならず、取引先の状況を的確に見極め、事業再建や生活再建の道筋を構想し得る総合的な対応力が求められると考えています。

4. 持続的成長に向けた変革

当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。設立当初、地銀系サービサーには、母体行の不良債権比率引下げという明確な役割がありましたが、現在ではその意義は相対的に低下しています。また、従来の収益の柱であった事業性融資の買取についても、無保証融資の増加に伴い、保証人からの回収を前提とした従来型モデルは先細りとなる可能性が高いと見ています。加えて、住宅ローン債権については当面一定の需要が見込まれるものの、中長期的には人口減少等を踏まえると、その成長性には限界があります。

このような環境下において、当社が持続的成長を実現するためには、従来型ビジネスモデルへの依存から脱却しなければなりません。まず必要なのは、業務効率化、生産性向上、D X・A X推進への徹底的な取組みです。現在進めている業務改善プロジェクトでは、「やめることを決める」「やめられないことの業務プロセスを削減・短縮する」「削減・短縮したプロセスをデジタル化する」という段階を通じて、業務の見直しを進めています。今後はA Iの活用、つまりA Xにも取り組んでいきたいと考えています。これは単なる効率化施策ではなく、経営資源の最適配分を可能にする基盤整備でもあります。

そのうえで、グループ内業務の集約化を進めるとともに、グループ外からの収益獲得にも取り組む必要があります。

たとえば、県外金融機関が保有する当社営業エリア内の債権買取や、事業再生支援業務の確立は、今後の成長に向けた有力な選択肢です。すなわち、当社は従来の「回収会社」から、「再生系サービサー」へと進化していくことが求められています。

また、この変革を実現するには、人材面での進化も不可欠です。管理回収業務に関する専門知識に加え、企画力、事業再生に関する知見、D X・A Xを推進するデジタルスキルなど、多面的な能力を備えた人材が必要となります。受け身の研修受講にとどまらず、自ら学び、実践し、変化に挑戦する「自律型人材」の育成が重要です。

5. あとがき

このたびの社名変更は、当社の原点を再確認すると同時に、将来に向けた意思を内外に示すものです。繰り返すにはなりますが、当社のお客様は、さまざまな事情により返済に行き詰まり、困難な状況に置かれている事業者・個人の方々です。その方々に寄り添い、再建・再起を支援することが当社の存在意義であり、社会的使命です。そして、その実践を通じて地域経済の発展にも貢献していきたいと考えています。

もとより、変化には相応の負荷が伴います。しかし、現状維持に安住した瞬間から、企業の成長は止まり、やがて衰退へ向かいます。私は、当社にはなお大きな改善余地があり、それは裏を返せば大きな成長余地があるということだと認識しています。業務運営の在り方も、組織風土も、人材の成長可能性も、いずれも進化の余地を十分に残しています。

今後、当社が変革を進める過程において、役職員一人ひとりが自らの仕事に自信と誇り、働きがいを持ち、「変化は成長の機会である」と実感できる組織にしていきたいと考えています。そして、「常により良くなる」ことを志向し続ける企業文化を確立したいと思います。新社名「ごうぎん再生債権回収株式会社」には、その決意を込めています。

取締役選任から現在に至るまでの業務内容

三菱HCキャピタル債権回収株式会社 取締役弁護士 白石 康広

1 沿革及び概要

三菱HCキャピタル債権回収株式会社は、1983年（昭和58年）6月に日立クレジット株式会社（のちに合併により日立キャピタル株式会社）の子会社として株式会社アミックの商号で設立され、各種事務代行業務や人材派遣業務などを行って参りました。

株式会社アミックは、2001年（平成13年）1月にアミック債権回収サービス株式会社に商号変更し、同年4月に法務大臣から債権管理回収業の許可（第48号）を得て同年5月から債権管理回収業を開始しました。

アミック債権回収サービス株式会社は、2001年（平成13年）5月当時、北海道から九州まで全国各地に10支店を有し、債権管理回収業務、バックアップサービサー業務、支払案内業務、調査アドバイザー業務及び人材派遣業務に携わることとなりました。

アミック債権回収サービス株式会社は、2005年（平成17年）4月に日立キャピタル債権回収株式会社に商号変更し、2021年（令和3年）7月に日立キャピタル株式会社が三菱UFJリース株式会社と合併して三菱HCキャピタル株式会社となった際に三菱HCキャピタル債権回収株式会社（以下、商号変更の前後を問わず、「当社」と言います。）に商号変更しました。

2 取締役選任の経緯

私は、弁護士登録と同時に勤務弁護士として所属した事務所が証券会社を被告とする訴訟事件の証券会社側訴訟代理人を務めることを専門とする法律事務所であり、同事務所の顧問先であった証券会社法務部門に所属されていた方が日立キャピタル株式会社の法務室長になられたため、そのご縁で2001年（平成13年）1月に当社取締役に選任されました。

3 取締役弁護士としての業務内容

(1) 取締役選任から最初の商号変更前まで

当社取締役選任のお話が来て、債権管理回収業に関す

る特別措置法（以下、「サービサー法」と言います。）を確認したところ、条文数は少ないものの「常務に従事する取締役」とはどのような取締役なのか、など理解するのが難しい法律でした。当時の当社取締役からは深刻な顔で「先生には常務取締役に就任

してもらわなければなりません」と言われましたが、立法に携わった方の解説を参照して「常務に従事する取締役は常務取締役ではないのでご安心ください」と申し上げたのは、今となっては笑い話です。

当社は、債権管理回収業を開始する以前から支払案内業務、人材派遣業務等の業務を全国展開で行っていたから、私がいなくても業務はすでに回っています。当社が債権管理回収業の許可を得るために弁護士を取締役に選任しなければならなかった、というのが当社社内における認識であろうと考えましたので、いきなりサービサー法の遵守のために業務態勢を抜本的に改める必要があると申しても、社内において孤立することは必定と思われました。

幸いにして親会社のさらに親会社であった株式会社日立製作所は、いち早くCOSOの内部統制フレームワークを取り入れ、子会社に内部統制環境を整備するよう求めておりましたから、社内規程は十分に整備されておりました。むしろ、社内規程の数が多すぎるほどでしたから、定款、取締役会規則等の重要規程をしっかりと把握し、取締役会に臨んで取締役会決議等が定款、諸規則に抵触していないかどうかを確認することから始めました。親会社取締役の方が当社の監査役に就任されておりましたが、その方が取締役会の席上において審議事項などに問題点があれば細かいところまで指摘されたため、大変に勉強になりました。

サービサー法に関しては、当社は当時、半期に一度、支店長会議を開催しており、支店長会議の席上で幹部役職員に、サービサー法は弁護士法の例外として認められたこと、弁護士法の例外として認められたことから様々



白石 康広 取締役弁護士

な規制がなされていることなどの研修を行うことからスタートしました。

当社は、その頃、親会社が有するクレジット、リース債権の支払案内業務が売上の柱であり、債権管理回収業の許可を得て貸倒れリスクが少ない債権の買取り等を開始していましたが、件数は少ない状況でした。将来的には親会社が有するクレジット、リース債権について、支払案内から法的手続きによる回収まですべて当社が一貫して受託する方向性が示されておりましたので、法務研修、法務省検査で指摘された事項に対するフォローアップなどを行って法定帳簿の整備、行為規制の遵守や特定金銭債権該当性のチェックなどの体制整備を進めるとともに日本弁護士連合会債権回収会社に関する委員会が開催する取締役弁護士との懇談会に出席したり、特定金銭債権の該当性など疑義がある事項について法務省に照会書を提出して回答を得たりしました。

(2) 最初の商号変更前から第2線（管理・統制ライン）管掌役員となるまで

当社は、親会社及びその子会社が有するクレジット、リース債権について、支払案内から法的手続きによる回収まで受託することとなり、私は当社が合意管轄に基づき東京簡易裁判所に提訴する事件のうち、簡易裁判所の事物管轄（平成16年（2004年）3月まで90万円以下、同年4月から140万円以下）を超える訴額の事件について当社の訴訟代理人を務めることとなりました。平成16年（2004年）頃は、東京簡易裁判所で毎日のように午前中に5・6件の口頭弁論期日が入り、法廷が異なる場合は、各法廷の出頭カードに記名して複数の法廷を行き来しながら債務者が出頭すれば和解に臨み、不出頭ならば判決言渡し期日の指定（ただし、即日判決が一般的でした）を受けておりました。

しかし親会社は、リテールのクレジット、リース事業から撤退する方向となり、当社は親会社以外の法人等からの債権管理回収業務の受託や債権買取りに軸足を移すこととなりました。そこで信用力を高めて幅広く営業を行うため、当社は2005年（平成17年）4月に日立キャピタル債権回収株式会社に商号変更しました。

これらの動きに伴って当社は、全国各地にあった支店の統廃合を進め、現在の地方拠点は大阪サテライトプランチと仙台コールセンターのみとなっています。仙台コールセンターは、当社にとって重要な拠点ですので必要に応じて出張し、研修等を行って参りました。そのほかの支店等については、私が証券会社の訴訟事件などで出張した際に立ち寄って支店長らから状況をお聞きするなどしました。親会社からの受託債権の減少が進み、私

が当社の訴訟代理人を務める事件は少なくなっていました。

代わって特定金銭債権の該当性の審査が重要となり、受託や買取りを検討する債権を全件審査したこともありましたが、数が多くなりましたので一定金額以上の債権について審査を行って書面に残すこととなり、現在に至っています。

また、当社は、公的債権の管理回収の受託を目指し、入札に参加するようになりしましたから、落札後の債権管理回収の進め方などに関する相談が増えていきました。当社の組織、人事、営業の方針などはすべて社長がご判断されるものであり、私は管掌等を持たない取締役弁護士として社長から相談を受けて、サービサー法をはじめとする法令等を遵守するための体制構築等について意見を述べることを基本とし、問題があると考えた点は社長及び役職員に積極的に注意し、対応してもらうこととしていました。

(3) 現在の業務内容

親会社合併に伴う商号変更後、親会社から内部監査人協会の3ラインモデルの構築が求められ、2024年（令和6年）4月にコンプライアンス・リスク管理推進室が設けられ、管掌役員となりました。

これによりコンプライアンス・リスク管理推進室の業務の方向性などは、室長や室員が検討した内容を踏まえ、私が指示等を行うこととなりました。これに加えて現在は、週1回以上の出社、株主総会、取締役会等重要会議への出席（いずれも取締役選任時から継続）、電子メールによる相談を含む各部署からの相談対応、コンプライアンス等の観点からの回収担当部署への研修、半期に一度の会議で行う幹部役職員に対する研修、特定金銭債権の該当性審査、受託債権について督促異議が出た場合の訴訟代理人、法務省検査指摘事項への対応確認などの業務を行っています。

4 今後の業務

AIをはじめとするIT化、DX化の推進に伴うリスクの管理、新規受託や組織変更に伴うコンプライアンス体制等の整備、債権の管理体制や法務力向上のための研修の充実といった業務にも今後、携わっていくことになるのではないかと考えております。

以 上

中小企業庁主催「再生系サービス者情報交換会（大阪）」へ参加

日時：2026年2月20日（金）13：00～17：00

場所：マイドームおおさか3階Fホール

主催：大阪府中小企業活性化協議会、中小企業庁

共催：中小企業活性化全国本部

参加者：合計180名

- ① サービス：再生系サービストライアル参加会社のうち19社56名（協会事務局3名を含む）
- ② 金融機関：28金融機関58名
- ③ 信用保証協会：6協会10名
- ④ 弁護士：（再生事案を扱う弁護士）11名
- ⑤ 協議会等：全国本部、中小企業活性化協議会、大阪府事業承継引継支援センター 35名
- ⑥ 官公庁：金融庁、中小企業庁、近畿経済産業局10名

主催者挨拶、中小企業庁・金融庁からの事業再生の現状や今後の展開等の説明、再生系サービス活用を提唱した横田直忠弁護士の講演後、あおぞら債権回収、SMBC債権回収が各々30分ずつ協議会との連携事例紹介を行いました。

その後、官公庁10名を除く170名が10グループ（各グループ17名）に分かれて、1時間25分のグループディスカッションを実施しました。サービスの出席者10名がファシリテーターとして進行役となり、事前に募集した質問を主な題材とした活発な意見交換が行われました。

ディスカッション終了後、ファシリテーター3名が代表して、ディスカッション内容の発表を行いました。

閉会挨拶として、中小企業活性化全国本部松田統括事業再生プロジェクトマネージャーから、引続きこうしたコミュニケーションの場を設けることが必要とのお話があり、情報交換会は盛況のうちに終了となりました。



「第34回コンプライアンス研修会」および「第25回サービサー業務研修会」を開催

【コンプライアンス研修会】

2026年3月9日（月）13:00より、第34回コンプライアンス研修会を都市センターホテル3階コスモスホールで開催いたしました。

冒頭に、全国サービサー協会の佐藤理事長、および取締役弁護士連絡協議会代表世話人の難波弁護士より開会の挨拶を頂き、その後、法務省大臣官房司法法制部審査監督課の沖田課長よりご来賓の挨拶を頂きました。

（参加会員会社：73社中65社、150名が参加）

《研修内容》

1 講演

テーマ：カスタマーハラスメント 対策の現状と課題

講師：上條・鶴巻法律事務所 弁護士 鶴巻 暁 氏

2 パネルディスカッション

テーマ：会員各社における苦情・相談対応について

コーディネーター：一般社団法人全国サービサー協会

専務理事 町田 正幸

パネリスト：（株）山田再生系債権回収総合事務所

取締役弁護士 権田 修一 氏

（株）山田再生系債権回収総合事務所

サービサー管理部部長 今野 孝一 氏

セゾン債権回収（株）

コンプライアンス部長 大根 利朗 氏

やまびこ債権回収（株）

経営企画部長 湯本 浩和 氏

（株）住宅債権管理回収機構

取締役 今村 陽一 氏

一般社団法人全国サービサー協会 小原 秀一



3 講演

テーマ：令和7年度における立入検査の概要等

講師：法務省大臣官房司法法制部審査監督課 法務専門官 三島 大介 氏

～アンケート結果～

カスタマーハラスメントの講演はサービサー業界に即した内容であったこと、また法務省による講演は“指摘されなかったサービサーの特徴”など新たな視点があったことなどから、とても参考になるとの声が寄せられました。また、パネルディスカッションについても、他社の業務内容と自社の比較ができ参考になったとの回答がありました。

【サービサー業務研修会】

2026年3月27日（金）14:00より、第25回サービサー業務研修会をWeb形式で開催いたしました。

（参加会員会社：73社中61社、アクセス数95件）

《講演内容》

①テーマ：公益通報者保護法の概要について

講師：消費者庁参事官（公益通報・協働担当）付参事官補佐（公認内部監査人）

三宅 好浩 氏

講師：消費者庁参事官（公益通報・協働担当）付政策企画専門官（弁護士）

篠原 克生 氏

②テーマ：新しい担保法制とサービサー実務

講師：片岡総合法律事務所

弁護士 右崎 大輔 氏

～アンケート結果～

消費者庁による講演はサービサー業界に関連した法律にも触れられており、理解を深められる内容であった。また、「新しい担保法制とサービサー実務」は法律内容が複雑な中、サービサー業務に係る点について深く、わかりやすい説明であったと感謝する声が多く寄せられました。

「大阪府サービサー暴力団等排除協議会第16回定時総会兼懇親会」を開催

2026年6月16日（火）16：00より、大阪市淀川区の「ホテル大阪ガーデンパレス」にて、大阪府サービサー暴力団等排除協議会主催の第16回定時総会兼懇親会を開催しました。

当協議会会員会社、顧問、協議会役員を含めて総勢38名のみなさまにご出席いただきました。

定時総会は、協議会の佐々木会長代行の開会の辞で始まり、つづいて、顧問挨拶として阪東室長（大阪府警暴力団対策室）、荒武専務理事（大阪府暴追センター）よりご挨拶をいただきました。

また、大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長の樫元弁護士を講師に迎え、「カスタマーハラスメント対策」をテーマにご講演いただきました。カスタマーハラスメントの現状、改正法における事業主の責務などについて、わかりやすいご説明をいただきました。

その後議案審議に入り、2025年度の活動・収支報告を行った後、2026年度の事業計画案・収支予算案・役員選任の件を諮り承認され、総会は滞りなく幕を閉じました。

その後の懇親会は、協議会・前田新会長の乾杯の発声で始まり、顧問の方々（荒武専務理事・樫元弁護士）もご参加いただきました。積極的な情報交換が行われ、協議会・一寸木副会長の締めの挨拶により、盛会のうちに終了いたしました。



「自主ルール・自主ガイドライン」研修用動画を協会ホームページに掲載しました

2012年に作成した「自主ルール・自主ガイドライン」DVDを見直して、直近の「自主ルール・自主ガイドライン」に沿った内容の動画を作成し、2026年5月に協会会員専用ホームページに掲載しました。

以下の章単位に分割しており、合計時間は2時間35分程度となっています。

今後、「自主ルール・自主ガイドライン」の改正の都度、該当章を再編集する予定です。会員会社におかれましては、研修資料としてご活用ください。

第1章 総則

第2章 組織・態勢の整備

第3章 特定金銭債権の確認態勢

第4章 各種届出義務

第5章 債権の管理回収業務等に係る行為規制等

第6章 商号等の開示、証明書の携帯

第7章 書面交付等

第8章 業務に関する広告

第9章 法定帳簿の作成・保存等

第10章 兼業

第11章 利限法超過債権の取扱い

第12章 貸金債権の取扱い

第13章 反社会的勢力の排除

第14章 その他

サービサー業界説明動画を協会ホームページ上に掲載しました

全国サービサー協会は、任意団体として2000年10月16日に組織されましたので、(2009年4月に一般社団法人化しています。)2025年10月で25周年を迎えました。

そこで、25周年記念事業として、「サービサー業界の正確な情報をわかりやすく提供」する動画2本を作成し、2026年3月協会ホームページ上に公開致しました。

協会ホームページの右サイドメニュー下部に設置したバナー「サービサー業界説明動画はこちら」をクリックしますと視聴出来ますので是非ご覧ください。

【動画① 債権回収会社からハガキが来たけど大丈夫？】

サービサーから送られてきた手紙に不安を感じたお客様の電話に協会事務局が答える形のもので、「サービサーは法務大臣の許可を受けている等確りした会社である」ことを説明する内容です。

【動画② 債権回収会社ってどんな会社？ ～就活生が聞いてみた～】

サービサー業界に興味を持った就活生の質問に答える形で、「サービサーの成り立ちや業務内容」について説明する内容です。



2026年度 一般社団法人全国サービサー協会理事・監事一覧

理事長（新任）	山田 晃久	(許可番号20 株式会社山田再生系債権回収総合事務所)
副理事長（新任）	酒井 智浩	(許可番号28 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社)
副理事長	横大路 博	(許可番号2 日本債権回収株式会社)
副理事長（新任）	篠崎 純	(許可番号22 あおぞら債権回収株式会社)
専務理事	町田 正幸	(一般社団法人全国サービサー協会)
理事（新任）	星野 智実	(許可番号5 アビリオ債権回収株式会社)
理事	長岡 智重	(許可番号7 NTS債権回収株式会社)
理事	松山 正弘	(許可番号27 エー・シー・エス債権管理回収株式会社)
理事	宮武 信夫	(許可番号34 セゾン債権回収株式会社)
理事	福原 功	(許可番号47 保証協会債権回収株式会社)
理事	白石 和弘	(許可番号48 三菱H C キャピタル債権回収株式会社)
理事	中川原 毅	(許可番号51 アイ・アール債権回収株式会社)
理事	須藤 洋	(許可番号91 株式会社住宅債権管理回収機構)
監事	小山 智	(許可番号38 やまびこ債権回収株式会社)
監事	田口 琢也	(許可番号53 系統債権管理回収機構株式会社)

全国サービサー協会 会員会社一覧

2026年8月1日現在 (71社)

許可 番号	会社名	〒	本店所在地	TEL	代表者
2	日本債権回収株式会社	102-8503	東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1	03-3222-0328	横大路 博
5	アビリオ債権回収株式会社	135-0061	東京都江東区豊洲 3 丁目 2 番20号	03-6854-4645	星野 智実
7	N T S 債権回収株式会社	108-0023	東京都港区芝浦3-16-20	03-3769-4611	長岡 智重
10	S M B C 債権回収株式会社	104-0045	東京都中央区築地3-16-9	03-3544-6003	柿崎 昇
11	アルヒ債権回収株式会社	108-6204	東京都港区港南2-15-3	03-6844-8681	伊藤 恵司
13	株式会社ファンデックス債権回収	170-6038	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	03-5539-1330	中野 和洋
18	シー・シー・シー債権回収株式会社	105-0011	東京都港区芝公園 2 丁目11番17号	03-6721-5571	玉木 勝
19	のぞみ債権回収株式会社	103-0024	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号	03-6667-0925	内河 昇
20	株式会社山田再生系債権回収総合事務所	220-0004	神奈川県横浜市区北幸1-11-15	045-325-3933	山田 晃久
21	ジャックス債権回収サービス株式会社	140-8584	東京都品川区東品川4-12-1	03-6327-3900	西部 智哉
22	あおぞら債権回収株式会社	102-0073	東京都千代田区九段北1-13-5	03-3265-0456	篠崎 純
23	キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社	107-6031	東京都港区赤坂 1 丁目12番32号	03-6230-5100	ダニエル・シャイアマン
26	株式会社沖縄債権回収サービス	900-0036	沖縄県那覇市西1-19-7	098-860-4393	大神田 睦
27	エー・シー・エス債権管理回収株式会社	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3	043-332-2200	松山 正弘
28	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社	164-0012	東京都中野区本町2-46-1	03-3373-5111	酒井 智浩
29	パシフィック債権回収株式会社	102-0073	東京都千代田区九段北4-1-3	03-5211-7811	齊藤 茂雄
30	栄光債権回収株式会社	231-0041	神奈川県横浜市中区吉田町72番地	045-253-3311	片岡 剛
34	セゾン債権回収株式会社	170-6053	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号	03-6830-5180	宮武 信夫
35	株式会社日貿信債権回収サービス	135-0016	東京都江東区東陽4-10-4	03-5690-7152	天野 真作
36	P A G 債権回収株式会社	105-5533	東京都港区虎ノ門 2 丁目 6 番 1 号	03-4572-8180	遠藤 隆
37	中央債権回収株式会社	104-0053	東京都中央区晴海 3 丁目12番 1 号	03-5547-2100	堀之内 健
38	やまびこ債権回収株式会社	380-0936	長野県長野市大字中御所字岡田178-2	026-224-3982	小山 智
41	オリンボス債権回収株式会社	062-0020	北海道札幌市豊平区月寒中央通7-6-20	011-856-9933	小川 英宏
47	保証協会債権回収株式会社	104-0033	東京都中央区新川1-29-13	03-6810-8363	福原 功
48	三菱HCキャピタル債権回収株式会社	105-0003	東京都港区西新橋 1 丁目 3 番 1 号	03-3503-7390	白石 和弘
49	九州債権回収株式会社	814-0001	福岡県福岡市早良区百道浜2-2-22	092-852-1360	嶋山 一仁
51	アイ・アール債権回収株式会社	164-0012	東京都中野区本町二丁目46番 1 号	03-5215-6511	中川原 毅
53	系統債権管理回収機構株式会社	170-0013	東京都豊島区東池袋 3 丁目23番14号	03-5904-9591	田口 琢也
55	しまなみ債権回収株式会社	730-0022	広島県広島市中区銀山町 3 番 1 号	082-248-2300	沖田 雅文
58	ブルーホライゾン債権回収株式会社	105-0021	東京都港区東新橋 2 丁目11番 4 号	03-6452-8201	森泉 浩一
59	エム・テー・ケー債権管理回収株式会社	101-0052	東京都千代田区神田小川町 1 丁目 4 番地 2	03-6260-8680	池田 剛之
61	ちば債権回収株式会社	261-0023	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目10番地 2	043-213-6411	佐立 成信
64	A G 債権回収株式会社	525-0037	滋賀県草津市西大路町1-1	077-503-0220	山田 悦司
65	リサ企業再生債権回収株式会社	108-6204	東京都港区港南 2 丁目15番 3 号	03-5796-8650	岩井 光雄
66	ごうぎん再生債権回収株式会社	690-0061	島根県松江市白潟本町71番地	0852-24-2001	秋下 宗一
72	ミネルヴァ債権回収株式会社	451-6005	愛知県名古屋市中区牛島町 6 番 1 号	052-898-4703	磯部 悟

全国サービサー協会 会員会社一覧

2026年8月1日現在（71社）

許可 番号	会社名	〒	本店所在地	TEL	代表者
73	岡山債権回収株式会社	700-0818	岡山県岡山市北区蕃山町 3 番30号	086-803-5100	池田 彰
74	エーアールエー債権回収株式会社	530-0044	大阪府大阪市北区東天満 1 丁目12番13号	06-6351-4300	神崎 勝行
76	アウロラ債権回収株式会社	105-6219	東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号	03-6432-4201	清水 浩之
77	みやこ債権回収株式会社	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋三丁目 2 番15号	06-6882-0055	正本 哲夫
78	ふくおか債権回収株式会社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-13-1	092-737-0881	橋詰 洋
84	みらい債権回収株式会社	160-0023	東京都新宿区西新宿 6 丁目16番 6 号	03-6302-3910	三浦 和之
86	NTS-MG債権回収株式会社	732-0052	広島県広島市東区光町1-9-19	082-263-8500	藤野本 将也
87	ほくほく債権回収株式会社	930-0044	富山県富山市中央通り1-6-8	076-424-3399	小谷 洋志
88	きらら債権回収株式会社	745-0015	山口県周南市平和通一丁目10番の 2	0834-22-2101	吉積 正悟
91	株式会社住宅債権管理回収機構	162-0811	東京都新宿区水道町 3 番 1 号	03-3513-1900	須藤 洋
92	あけぼの債権回収株式会社	103-0021	東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 2 番16号	03-6865-5412	石井 幸志
93	株式会社エムアールアイ債権回収	164-8580	東京都中野区中野3-34-28	03-4574-4700	島貫 義広
94	オリファサービス債権回収株式会社	169-0072	東京都新宿区大久保1-3-21	03-6233-3480	中西 真
96	SH債権回収株式会社	541-0056	大阪府大阪市中央区久太郎町3-6-8	06-6245-1237	若山 清一
97	ロンツ債権回収株式会社	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町10-31	096-356-0200	西浄 隆志
100	ジャパントラスト債権回収株式会社	170-0002	東京都豊島区巣鴨3-36-6	03-5579-2611	小関 典行
101	アルファ債権回収株式会社	104-0033	東京都中央区新川1-28-23	03-6837-6903	本多 俊郎
103	アップル債権回収株式会社	541-0053	大阪府大阪市中央区本町 2 丁目 2 番 5 号	06-6267-3333	中西 武雄
109	リンク債権回収株式会社	110-0015	東京都台東区東上野3-37-11	03-5826-8623	石川 多加志
110	きらぼし債権回収株式会社	150-0042	東京都渋谷区宇田川町33番 7 号	03-5656-2300	八木 厚樹
111	サン債権回収株式会社	305-0031	茨城県つくば市吾妻 1 丁目12-9	029-861-0788	小島 哲也
113	バルティール債権回収株式会社	150-6005	東京都渋谷区恵比寿四丁目20-3	03-4330-9988	朝倉 英雄
115	リボーン債権回収株式会社	101-0036	東京都千代田区神田北乗物町 1 番地 1	03-6825-6440	松平 敏幸
116	株式会社東京スター債権回収	162-0822	東京都新宿区下宮比町 1 番 4 号	03-6280-7730	岩波 義則
118	札幌債権回収株式会社	064-0810	北海道札幌市中央区南10条西 1 丁目1-51	011-522-2920	齊藤 直樹
119	ベル債権回収株式会社	103-0022	東京都中央区日本橋室町1-10-11	03-3231-4480	三谷 進二
123	アベックス債権回収株式会社	910-0004	福井県福井市宝永 4 丁目 3 番 1 号	0776-24-2808	福井 章
124	美ら島債権回収株式会社	900-0013	沖縄県那覇市牧志 1 丁目 3 番45号	098-860-2690	喜屋武 剛
125	青森みちのく債権回収株式会社	030-0821	青森県青森市勝田 1 丁目 3 番 1 号	017-718-7277	稲庭 勉
126	LENDY債権回収株式会社	160-0004	東京都新宿区四谷 1 丁目6-1	03-6721-0176	三好 勇輝
127	にしせと地域共創債権回収株式会社	750-0016	山口県下関市細江町 2 丁目 2 番 1 号	082-236-0207	坂本 直樹
128	池田泉州債権回収株式会社	531-0072	大阪府大阪市北区豊崎 3 丁目 1 番22号	06-6485-3212	佐々木 暁
129	きょうと事業再生債権回収株式会社	604-0847	京都府京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町518番地	075-585-2601	上垣 健一
130	株式会社ドコモ・ファイナンス債権回収	107-0052	東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号	03-4335-8690	川田 隆行
131	株式会社いしづち事業再生債権回収	790-0002	愛媛県松山市二番町 4 丁目 5 番地 1	089-907-1089	武田 智弘

株式会社いしづち事業再生債権回収

許可番号	許可年月日	商 号	郵便番号	所 在 地	電話番号	代表者
131	2026年 3月10日	株式会社いしづち 事業再生債権回収	790-0002	愛媛県松山市二番町 4丁目5番地1	089-907-1089	武田 智弘

当社のコンセプト

四国発のサービサーとして、地域経済の持続的発展に貢献します

株式会社いしづち事業再生債権回収は、2026年3月10日に法務大臣の許可を受け、同年4月1日より営業を開始いたしました。ここに至ることができたのは、関係各位の方々の多大なるご支援とご助力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

弊社は、いよぎんホールディングスの一員として、「潤いと活力ある地域の明日を創る」というグループ企業理念のもと、四国に拠点を置く初のサービサーとして設立されました。

事業性貸付債権の管理回収業務の受託および買取業務を通じて、グループの総合的な金融機能の強化を図

るとともに、経営改善・事業再生に軸足を置いたプッシュ型で付加価値の高いサービスを展開してまいります。

まだまだ課題の多い会社ではございますが、四国発のサービサーとして、地域経済・産業の持続的発展に貢献すべく、地道に活動の幅を広げていく所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



武田 智弘 代表取締役

編 集 後 記

■今号も機関紙「サービサー」をお読みいただき、ありがとうございます。

暑さ厳しき折柄、皆さまいかがお過ごしでしょうか。私はストレス解消・リフレッシュのため、ジムのスタジオでエクササイズな曲に乗って身体を動かすことが最大の楽しみです。

しかし、先日まさにその最中に、右ふくらはぎに激痛が走り、病院で診てもらったところ、肉離れとの診断でした。数日前の「こむら返り」でふくらはぎに多少痛みが残っていた中で、キックの動きがダメ押しになってしまいました。

思えば、5年程前にも、「ミシッ」と音がして左ふくらはぎの部分断裂を起こしましたが、その時も多少痛みを抱えている中での出来事でした。「動けるから大丈夫だろう」という過信から、5年前の教訓を活かすことができず、接骨院の先生と5年振りの再会をはたした次第です。

これからは「2度あることは3度ある」にならないよう、歳であることも自覚しながら身体を動かしていきたいと思います。皆さまも怪我や体調管理にはくれぐれも気をつけてお過ごしください。

(小)

サービサー

発行人 理 事 長 山田 晃久

協 会 専務理事 町田 正幸

事務局長 大貫 朋明

中尾 聡志／小原 秀一／石川 忍／
箕浦 麗子

発行所・申込先 一般社団法人 全国サービサー協会

(英訳名) Loan Servicers Association of Japan

URL : <https://www.servicer.or.jp/>

住 所 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4

セタニビル2F

TEL 03(3221)5222 FAX 03(3221)5223

印刷所 株式会社 太平印刷社

Printed in Japan